

第 6 回施設建設選定部会（第 1 部会）

| | | | | | | |
|---|---------------------|-----------------|------------------|----------|---------|------------------|
| 招集年月日 | 平成 17 年 1 月 31 日（月） | | | | | |
| 招 集 場 所 | 南部総合福祉センター2 階会議室 | | | | | |
| 開 会 時 間 | 午後 2 時 00 分 | | | | | |
| 閉 会 時 間 | 午後 5 時 00 分 | | | | | |
| 出席委員 及び 欠席委員 〔出席委員 15 名〕 〔欠席委員 1 名〕 | 委員 番号 | 氏 名 | 出 席 の 別 | 委員 番号 | 氏 名 | 出 席 の 別 |
| | 1 | 大 城 弘 明 | ○ | 9 | 屋比久孟尚 | ○ |
| | 2 | 赤 嶺 要 善 | ○ | 10 | 宮 平 正 和 | ○ |
| | 3 | 比 屋 根 正 義 | ○ | 11 | 崎 山 正 美 | × |
| | 4 | 米 増 正 行 | ○ | 12 | 照 喜 名 悟 | ○ |
| | 5 | 石 嶺 真 潤 | ○ | 13 | 古 我 知 浩 | ○ |
| | 6 | 玉 代 勢 兼 勇 | ○ | 14 | 大 城 静 江 | ○ |
| | 7 | 比 嘉 徳 吉 | ○ | 15 | 大 里 綾 子 | ○ |
| | 8 | 佐 久 川 政 信 | ○ | 16 | 寄 川 順 美 | ○ |
| 会議に出席した 事務局の職・氏名 | 事務局長 | 玉 寄 長 市 | | | | |
| | 室 長 | 知 念 義 貞 | | | | |
| | 主 査 | 山 内 昌 直 | | | | |
| | 主 事 | 知 念 正 樹 | | | | |
| | 嘱 託 | 片 野 勸 | | | | |
| その他会議に 出席した者 | コンサルタント | 畑間慎哉・神谷敦史・金城義栄 | | | | |
| | マスコミ | 沖縄タイムス・琉球新報・OTV | | | | |
| 会議に付した事件 及び議決内容 | 別紙のとおり | | | | | |
| | | | | | | |

第6回施設建設選定部会（第1部会）

会 議 録

【前回会議よりの確認】

1. 議事録（概要）の確認

【協議事項】

1. 候補地選定の経過報告について

- (1) スクリーニングによる経過
- (2) 事務局現地踏査による経過
- (3) 市町村とのヒヤリングによる経過

※除外された候補地の理由が弱いのでは。外した根拠をもう少し明確（科学的実証の理由等）にすべきではないか。→事務局で資料を整理する。

10ヶ所の候補地については、現地踏査後決定をする。

2. 評価項目の確認について

評価については、各候補地の状況を現地で事務局が説明をし、それに基づき各委員評価をする。また、評価は無記名とする。

3. その他の候補地の取り扱いについて

新たな候補地（誘致、計画変更による候補地への復活等）が出てきた場合は、弾力的に対応していく。

4. スケジュールの一部変更について

事務局より説明。

5. その他

- (1) シンポジウム及び意見交換会から出された質疑の取り扱いについて

①地層のCTスキャンのための地質の専門家が必要か。

17年度で地質調査を入れる。

②候補地の選定過程で、3ヶ所から1ヶ所にする理事会の内容も公開して欲しい。

理事会へ報告する。(理事会の決議事項)

- ③これまでの議論をとりまとめ、中間報告として出したらどうか。
取りまとめはせず、これまでの資料等に対応する。



南部総合具志センター

議事録

事務局

ご案内の定刻ですので始めさせていただきますが、崎山委員と古我知委員が出席の予定でございますが、若干遅れております。定刻でございますので、先ほど申し上げましたように始めます。

今年度最初の第一部会の会議でございまして、これから委員の皆さんには大変ご苦勞をおかけしますが、一つお願いしたいと思います。会議の前に、宮平部会長のほうからご挨拶をいただきましてから議事に入らせていただきたいと思います。委員長、お願いいたします。

宮平部会長

それでは皆さん、こんにちは。今年に入りまして第1回目の会議、通算して第6回目の会議になるわけですが、年末の12月27日には住民委員会の皆さんといろいろ協議をしてきたところであります。これから具体的にいろいろな問題が入ってきて、今日から本格的協議をやろうと考えています。是非皆さんのいろいろな意見を拝聴しながら、素晴らしいのができあがるのを期待申し上げたいと考えております。1月も終わって、明日から2月です。大詰めの段階に来ておりますので、皆さんのいろいろなご意見をよろしくお願ひしたいと思います。それでは、これでご挨拶を終わりたいと思います。

宮平部会長

それでは、テーブルの資料を見ながら進めてまいります。前回会議録の確認をお願いしたいと思います。

前回会議録の確認

事務局

議事録確認の前に、今日はお手元の資料が大分多いですので確認をさせていただきたいと思います。次第の他に資料1から6まで揃っているかどうか、ご確認をお願いしたいと思います。それと、地図が入っているかと思います。南部広域の地図が2枚ですね。よろしく申し上げます。もし足りないようであれば、後でご連絡をお願いしたいと思います。

では、早速ではございますけれども、前回会議の確認をさせていただきます。お手元の資料1をお開きいただきたいと思います。11月19日に行われた会議でございます。資料1の2頁から確認をさせていただきます。よろしく申し上げます。

2頁の協議事項から、「1」は役員の選出でございますので省きまして、「2」です。候補地の選定作業の進捗状況について。スクリーニングの関連資料の中でいくつか資料の提出漏れがある、どのような方法で資料を収集したのか我々（皆さん方ですね）が把握していないということで、これは事務局の答えが出ております。担当課長宛てに資料収集の文書を送っております。集まり具合が悪いので、再度文書で資料の提出をお願いしたいとこのことでございます。都市計画の法令等に基づいて市町村が揃えている資料のことでございます。これを基にして今回、スクリーニングを行っておりますのでそのための資料の確認でございます。

「3」候補地の公表の時期についてでございます。委員のご意見がございます。住民対応ではどこかの段階で公表しないといけないが、もう1つ勘案しないといけないことは悪質な地上げ屋等への対応はどう考えているのかといったご意見でございます。これは情報公開をしている関係上、やむを得ない部分もあろうかと思えます。「4」について、一箇所に絞り込むとそのような問題が出てくる恐れがあるが、複数の時点で公表するとどこになるか分からないのでその点では心配ないのではという関連してのご意見でございました。

「5」、これも関連してのご意見でございます。以前のような時代であればそういう心配もあるかも知れないが、現在は土地価格の下落等によってあまりそういう心配をする必要はないのではないかというようなご意見も出されております。「6」、選定された地域住民がいきなり新聞で知ったとなると、住民感情を害する恐れがある、何らかの配慮、対応策の考えはないかというようなご意見でございます。各市町村の担当課には十分レクチャーをして、住民からの問い合わせにも対応できるようにすることが大事ではないかということでございます。・候補地を絞り込む段階で、住民の意見を反映させる部分はあるのかというご意見でございます。

3頁をお開きいただきたいと思います。部会の全体的な見解でございます。公表の時期については、部会開催後10箇所程度に絞り込まれた時、今日でございますけれども、部会の開催後に公表することになっております。その際、各市町村の担当課にレクチャー（選定経緯等）をして住民等の問い合わせに対応できるようなことをやっていきたいということでございます。

4点目、住民委員会への議事録提供について、議事録については提供していくと。逆に住民委員会の会議の内容も提供してほしいというご意見がございました。これは住民委員会の了解をもらっております。

5番目に、住民委員会との合同会議の開催について。予定では先月の21日でございますけれども、結果的には27日に行っております。

前回の会議は以上でございます。よろしくお願いいたします。

宮平部会長

ありがとうございました。これは会議の確認でございます。

それでは協議事項に移っていききたいと思います。先ず1番目の候補地選定の経過報告についての議題といたしたいと思っておりますので、1から3番まで一括して事務局から報告をお願いしたいと思います。

10 候補地選定の経過報告

事務局

では私のほうで1番目の候補地選定の経過報告について、小見出しの1から3を一括して説明したいと思います。

先ず、市町村からいただいた資料に基づいて事務局のほうでスクリーニング作業を行いました。それで網かけをした結果、30箇所が候補地として挙げられました。それで事務局のほうで事前に協議を行った結果、2箇所が除外されて28箇所に絞られました。その除外された理由については、後ほど触れたいと思います。それで28箇所に絞られた後に、昨年暮れに事務局のほうで現地踏査を行いました。それで12箇所が除外されて16箇所に絞られました。それで16箇所について、各市町村とヒアリングを行いました。該当する市町村にヒアリングを行った結果、6箇所が除外されて、10箇所に絞られたということになります。しかし、玉城村と西原町については、事務局のほうで提示しました候補地が全部潰れたかたちになりました。それはいろいろ各市町村等の計画があるという理由等で除外されましたが、やはり最初のルール、各市町村1箇所以上選定するルールがありますので、再度協議を行いまして玉城村と西原町については1箇所ずつ再度挙げました。それでプラス2が加わりまして、実質10箇所ということでございます。

では資料の図面、広域の図面のほうをご覧くださいなのですが、色が付いているもの

はごちゃごちゃしていますので、白い大きい図面ですね。ナンバー1からナンバー32までございます。先ほど説明しましたが、これまでトータル的に挙げた候補地が32箇所になります。それで先ず赤い丸、こちらのほうが現在残っている10箇所に絞られた候補地でございます。バツ印がございまして、これは色が3種類ございまして、先ず緑のバツは事務局の事前協議によって落とされた候補地です。青いバツは、現地踏査を行いまして落ちた候補地でございます。紫のバツが市町村のヒアリングの際に除外された候補地でございます。これでいきますと10箇所の候補地が挙がって、最終的に残ってきております。

それで、この10箇所の候補地の位置について簡単に触れていきたいと思っております。先ず糸満市、真栄里地区でございます。南部病院の北東側に位置します。糸満市はこのナンバー3の候補地が残っております。

2番目に豊見城市なんです、ナンバー5、こちらは豊見城市の字根差部と賀数にまたがった地内でございます、長嶺中学校の北東側に位置する地域でございます。

東風平町、ナンバー6になっております、字外間地内でございます。こちらは南部徳州会病院の西側、道向かいになります。

具志頭村、こちらがナンバー14、字安里地内になります。安里第二地区の土地改良事業が入っている区域なんです、そちらの東側に位置する候補地でございます。

玉城村、こちらはナンバー32。玉城村垣花地内、字親慶原の東側に位置します。つきしろ入り口から入ります、佐敷と玉城との境界に位置する玉城村側の地域でございます。

知念村、ナンバー29。こちらは知念村字山里地内になりますが、沖縄刑務所の南西側、すぐ隣なんです、裏手のほうに位置します。

大里村、こちらはナンバー16。大里村字譜久原地内なんです、こちらは南風原町宮平地区とのちょうど境界で南側に位置する地域でございます。

ナンバー25、佐敷町さんです。こちらは新里地内で、一部、若干なんです、大里村の大城地域内にも重なりますが、大部分が佐敷町の新里地内ということでございます。こちらはウェルサンピアおきなわ休暇センターの南側に位置しまして、これは老人ホーム朝日の家が玉城村のほうにございまして、そのすぐ向かい側に位置します。

与那原町、ナンバー15。こちらは字大見武地内でございます、沖縄カントリーゴルフクラブの下のほう、南側に位置する地域でございます。

西原町、ナンバー31。こちらは字小那覇地内でございます、南西石油の西側に位置する農地でございます。

以上が最終的に挙げられている10箇所の候補地でございます。

続いて、資料2(A3用紙)のほうをご覧くださいと思うんですが、先ほど触れました落ちた箇所です、こちらの除外された理由について若干触れていきたいと思っております。このバツ印の部分です。先ず、ナンバー1の豊見城市、こちらは豊崎の埋立地になります。コメントをご覧くださいんですが、理由としまして、AYリゾート構想用地で、重工業地域指定変更を行い、観光に利用する計画があると。また海面からは3.5メートルの高さ

に埋立地があり、掘削等の施工には向かないという理由によってこちらは現地踏査の時点で除外されました。

ナンバー2、こちらは糸満市西崎のほうの埋立地なのですが、周辺に食品関連企業の配置がなされています。こちらも豊見城市と同様に掘削には向かないという理由で、現地踏査の時点で除外されました。

ナンバー3は飛びまして、ナンバー4、こちらは糸満市喜屋武付近です。こちらは海岸保全地域に極めて隣接し、また進入道路もないという状況もございますので現地踏査の時点で除外されております。

次に下の段のナンバー7、こちらは糸満市喜屋武地区とのちょうど境、喜屋武地区の南側に位置する地域なのですが、農業従事者等の育成事業として宅地計画が既にあるという理由でヒアリングの際に除外されております。

ナンバー8、こちらはパームヒルズゴルフクラブの西側に位置する地帯なのですが、こちらは既に墓地等が点在しておりまして、既存物があるということで現地踏査の時点で除外されております。

ナンバー9、こちらは糸豊清掃施設組合の隣に位置するところなのですが、こちらは農用地にかかる部分がありまして、ヒアリングの際に除外されております。

ナンバー10、糸満市と東風平町さん、またがる地域で那覇ゴルフクラブ、こちらの向かいの臨時駐車場として大きなスペースがとられていた平地なのですが、除外理由としましてパームヒルズゴルフ場のホール拡張計画があると、その申請手続きを現在も進められている、既に計画があるということでヒアリングの際に除外されております。

2頁をご覧くださいたいんですが、ナンバー11。こちらは糸満市、東風平町、具志頭村の3地区にまたがりまして、ナンバー10のすぐ南側に位置する地区です。こちらもナンバー10同様、パームヒルズの計画が入っているということでヒアリングの際に除外されております。

ナンバー12、こちらは糸満市の観光農園に隣接する地帯なのですが、県の計画で沖縄トロピカルリゾート重点整備地区に指定されている、既に計画があるという理由でヒアリングの際に除外されております。

ナンバー13、東風平の境界に位置するんですが、こちらは周辺で宅地造成が始まっておりまして、現地踏査の際に除外されております。

下の段のナンバー17、大里村の内原公園の西側斜面になるんですが、こちらは急傾斜地でありアクセス道路の造成に難がある。現在、私共の計画しているものは被覆型処分場の計画ですので、やはり平地のほうが望ましいとのことでございます。ですので、急傾斜地等については今回の計画には不向きだということで、現地踏査の際に除外されております。

ナンバー18、こちらは大里村なのですが、こちらは既に琉信のニュータウンに位置します。宅地造成等の計画が既にあり既存の施設がありますので、こちら現地踏査の時点で除外されております。

ナンバー19、こちらは具志頭村の運動公園内です。既存の施設が配置されていると、グラウンドや駐車場等整備されているということで、現地踏査の際に除外されております。

ナンバー20、こちらは玉城村の前回予定地なのですが、こちらは理由としまして前回の議会で用地の白紙撤回が議決されております。それが理由ということで、ヒアリングの際に除外されました。

ナンバー21、こちらは中城村との境界に位置します、南西石油の北側になるんですが、こちらは石油コンビナート等々、災害防止の関連で乾燥地帯に指定されている区域ですのでヒアリングの際に除外されております。これは確認も行っております。

ナンバー22、こちら西原町の南西石油南側に位置する地帯なのですが、こちらは既に工業地域で既存施設がありました。現地踏査の際に除外されております。

ナンバー23、こちらは与那原町なのですが、マリントウンに位置します。既に既存計画がありまして、現地踏査の時点で除外されております。

ナンバー24、これは佐敷町さんなのですが、佐敷町にありますマックスバリュのすぐ後ろの広場で、こちらは工業地域として区画整理事業の実施中ということでヒアリングの際に確認がなされております。

次にナンバー26、玉城村志堅原集落の北側、奥武入口のほうにあるんですが、こちらは地滑り防止等の擁壁等、また排水路等が既に整備されておりまして、現地踏査の際に候補地から除外しております。

ナンバー27、こちらは玉城村志堅原の採石場になるんですが、新聞報道等にも出ておりまして、港川原人の遺跡があり発掘調査予定地であるということで事前協議の際に除外されております。

ナンバー28、知念村なのですが、こちらは29候補地のすぐ近くで、刑務所手前の農用地になります。こちらは農用地でありまして土地改良もされておりますので、現地踏査の時点で除外されております。

ナンバー30、知念村。こちらは志喜屋の漁港になります。既存施設ということで事前協議の際に除外されております。

以上が、除外された理由でございます。以上、簡単でございますが経緯のほうをこれで終わりたいと思います。

宮平部会長

事務局のほうから報告があったんですが、30箇所から16箇所を選定して、更に各市町村一律ということで10箇所に現時点で絞られております。その件に関してご意見をお願いしたいと思います。

委員

数の確認なんですけれども、10箇所ということなんです、この図面でナンバー29なんです。バツが入れてあって、10箇所に入っているナンバー29。この2つがあるんですが、これは記入ミスなんですかね。丸が付けられている、赤丸が。

事務局

こちらはこのエリアというかたちで1つとして見なして結構です。

事務局

29の2箇所付いているのは、1つのエリアとして見ていただきたいんです。

委員

2つで1つということですね。

事務局

そうです。

委員

分けてやっているという考え方もできるということですか。溶融施設と被覆型処分場と別個の。

事務局

これは丸が2つになっているんですが、ちょっと縦長でも印はいいんですけれども、ただ、この辺ということを示したかった部分ですので、縦長に1つと見ていただきたいんです。

環境工学

同様に西原町ですね、ナンバー22のほうもバツが2つなんですけれども、これもこのエリアという考え方です。広範囲になりますのでバツを2つ付けているだけで、2箇所という意味ではございません。このエリアという見解でお願いしたいんです。

委員

ちょっといいですか。

大里から玉城、知念、年金センター、それから親慶原の32番。南部東道路の線と重なる部分が出てくるんじゃないかという気がしているんですが、その辺の確認はされていますか。

事務局

はい、確認はしております。

環境工学

ちょうどナンバー32の上を通るかたちになりますので。

事務局

ナンバー25の佐敷町の部分についても当初、南部東道路とちょっと重なったんですけども、それも今、迂回する方向で出されているということで、その位置からはずれております。

委員

それは玉城32のあたりですか。

事務局

北側辺りです。

委員

玉城32の上の方を見てみると……。

事務局

はい、かすめるというかたちになっていますね。

委員

かすめる感じなんですね。

事務局

はい。

委員

先ほどの議事録で候補地については部会開催後10箇所程度を公表するというところで協議したわけなんですけど、10箇所に絞られていますよね。感じとしては我々第一部会が現地に行って詰めて10箇所出てくるかなと思ったんですけど、事務局でこの10箇所に絞ってありますよね。これは今日の部会が終われば、この10箇所は公表するということになるんですか。

事務局

そういうことです。

委員

それで、我々は2月に入ってからこの10箇所を調査するということですね。

事務局

今は事務局が現地を見て10箇所選定しましたよ、という報告なんですけど、これに対して何か意見を求めているんですか。

宮平部会長

はい。次の日程としては現地踏査が入っているわけですけども、タイムスケジュール的には今回の部会で10箇所を一応は絞り込んで、そして次の段階で現地踏査をやっていこうということになっています。これまで事務局のほうでスクリーニングをやって、市町村とのヒアリング等終えているわけです。32箇所から16箇所の絞り込み、更に今回10箇所に絞り込んでいるわけですが、それでいいのかどうかですね。当初の計画どおり今日は10箇所に絞り込んで、次の踏査をしていこうという手順になっております。

石嶺委員

先に事務局からの報告でもあったんですけども、玉城村、西原町についても事務局がスクリーニングして選定した候補地については図面に出ています。前回候補地で挙げたところと今遺跡を調査しようとしている場所等については、前回の経緯等もあって玉城については3箇所あったところが不適だということで、当初の方針で各市町村から1箇所ずつはどうしても候補地を挙げなくてはいけないというようなことがあって、農用地は候補地から外れるということもあるんですが、玉城の32番については農振地域に入っているわけです。ただ、どうしても1箇所は候補地がないといけないということで苦渋の選択で挙げてきているわけですけども、そこについても先に申しあげました南部東道路との関係がどうなるのか、つきしろに行くその入口のところでインターチェンジがかなり使われてくるのではないかという感じがしております。

それから、この地域は以前に今の琉球ゴルフを米軍が使っていた時に、その汚水処理の関係で国の重要建造物になっている仲村渠樋井が汚染されて水道として使えなくなった、あるいは親慶原地区で養豚場の汚水で垣花樋井が志喜屋の水源が汚染されたということ、その辺の水処理がここはみな地下浸透みたいな感じになっているんです。排水の終末処理するところがないということで、そういう地下水に対する影響が非常に懸念されるんです。近くに最近、多良川酒造さんがこの辺を利用しているいろいろやっていますが、それでも地下水の利用で影響が懸念されるんですけども、その辺の対策を住民のコンセンサ

スが得られるのか大変、心配なんですね。

地下水対策について

宮平部会長

その辺について何か事務局からありますか。地下水の問題で。

事務局

石嶺助役からご指摘がございました地下水への対策でございます。実はシンポジウムの基調講演の中で高杉先生が、あるいは住民委員会の皆さんからも要望・指摘を受けていることでございます。特に地質に対する対応はどうかというようなことは、事務局でも検討しているところでございます。これは後で協議事項その他の部分で、その扱いをどうするかお答えをするつもりでございましたけれども、17年度で地質の調査も入れてあります。ご指摘の部分については内部で協議をして、特に水脈等がどういうふうに走っているのかその辺も含めて排水路とか農業用水等への影響等も全部入れ込んで、そういうものもできるだけクリアしていきたいと考えてはおります。

ただ、これは今挙がっている10箇所の候補地全てをやるとなると費用的にもかなり膨大になるものですから、既存の資料、特に琉大あたりにそういう地質関係の資料がかなり揃っているらしいので、その辺の既存の資料も含めて検討してできるだけそういった問題についてはクリアしていきたいと考えております。これは新年度に入りましてからご協議をさせていただきたいと考えております。この辺の対策は取るつもりでおります。

古我知委員

候補から外れていったところの理由を説明いただいたんですけども、場所によってはその説明では弱い部分があるかなと思っているんですが。候補地として残った地域住民からすれば、何故外されたのか説明にしては根拠が弱いかなというのが多いかと思います。その辺は何かもっと事務局のほうでは用意されているのかと思ひましてね。

例えば具体的には、12番の重点整備地区に指定されているとか、どのくらい実現性があるもので、どのくらいの計画があるとか、それでやっぱり無理だという話だとか……。それから、20番は心情的にはよく分かるんですが、前回駄目だったところなんですけれども、この辺でも何か科学的実証の理由でやはり難しいというようなことがなされているのかとか、この辺がちょっと住民説明のところでは弱い部分があるのかなと思って気になっているんですけども。外した根拠ですね。

宮平部会長

外した根拠、理由が明確というか納得できる材料だとかですね。

古我知委員

今、簡単に説明があったんですけども、もしなければ十分に用意しておいたほうが住民との話し合いになった時にこの辺は突っ込まれやすいかなと思いますよ。

事務局

確かにおっしゃるとおり、あまりにも簡単な表現でされている部分で住民説明会の中では理解されるかなという感じがしないでもないんですが、実は 12 番と 20 番に限って申し上げますと、確かに糸満市とのヒアリングの中で我々はその時点でトロピカルリゾート重点整備指定ということを知らなかったんですね。ヒアリングの中でこの話を受けまして、出たからにはこの辺の部分については候補地として出すことはできないと。ただ、レジュメの 3 番のほうにその他の候補地の取り扱いについて、と議案にも出てまいります、実はこのところで申し上げるつもりでいたんですが、今市町村のヒアリングの中で事務局が分からない部分が出た時、いろんな計画が市町村で申請が出されている、例えばゴルフ場のホール拡張が出ているとか、十何年前に、言葉は適切ではございませんが、バブル時代に計画されているのがまだ生きているというような状況になった場合に果たしてこれが実現性があるのかどうか、この辺は今の時間の中ではどうも確認できない部分がありますので、この部分が絶対的にここから外される理由になるというのではなくて市町村ともう少しその後の状況も検討しながら、必要であればまたこの計画が中座したとか別の法則で外されたとかいうことがあればこれも挙げてくるのかなということで、その後の取り扱いの部分で出てくるのかなと思います。本当に大切な部分の指摘でございます。

それから、20 番についてはヒアリングの中で相当議論したんです。前回、この南農協が進めるんじゃなくて南部市町村振興会が進めていた管理型（オープン型）処分場の計画のことでもございましたが、向こうが選定したのも我々が選定したのもやはり同じ選定場所が出てくるわけですね。やはりこの基準は合致していたということではありますが、ただ、今助役さんからもございましたが、玉城と具志頭の議会もこの部分については駄目ですよという議決が下されている中で敢えてここを出すことは、我々としても一応議会に諮ってどうのこうのやれば、あの議決は白紙ですよということであればいいんですが、そういったのがなければ出せないのかなということで議論で大変時間を費やしたところではあったんです。ここは一応取り下げさせていただいたということでもございます。確かにこの落とされた部分についてはもう少し明確にできたら、今後も調整しながら詰めていくべきところではないか、また挙げていく可能性があればこの部会に諮って議論をすべきかなというようなことを考えます。

各市町村から 1 箇所を挙げる

委員

事務局としては各市町村1箇所ずつ候補地を挙げたということですね。

事務局

決して1市町村1箇所挙げたということではなくて、結果としてこれになったということで、屋比久助役さんはもう10箇所の部分は議論する必要はないんじゃないかとおっしゃっていたんですが、たまたまそういう結果になったということでありまして、ここには他意はございません。これはちゃんとヒアリングをした結果こういう状況になったということでございます、これ以上私共のほうで申し上げられませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

宮平部会長

構成10市町村ですので、これからせめて1箇所ずつは挙がっていくことになりまふね。先ほどあつた外れた地域の具体的な理由については、もっと詳しくできるんですか。説明責任の問題で、十分納得のできる内容にしてもらえるのかですね。

環境工学

基本的には理由と言ひますか内容としてはこういう内容ですけれども、ただ、表現としてもう少し細かくと言ひますか、補足で、例えば今、お話に出ましたナンバー12の沖縄トロピカルリゾート重点整備地区という事業がどういふ事業で今、どういふ状況でどういふ土地だから候補地として挙げるには相応しくないという、そういうところくらいまでは各市町村と協議する中で表現させていただくことはできると思ひますけれども、ただ、ヒアリングですとか現地踏査、事前協議の段階でボツになつていった理由というのは基本的にはこういう内容でございますので、表現は若干詳しくはできますけれども、これ以外の理由を追加することは今の段階ではないということなんです。

宮平部会長

選定から漏れた大きな理由としてはここに掲げられているものだということですよ。

古我知委員

それは分かるんですよ。その辺である程度きちんと納得いくような科学的なものというか、事実的なものがきっちりされるように。おっしゃつたように計画があれば計画がどの程度進んでいて、実現可能性がいつ頃できそうだということでも住民も納得せざるを得ないというようなこととか、そういうものを1つずつきちっと積み上げておかないと、後になつてぐらついてしまふという話がないようにお願ひしておきたいということなんです。更に言えば24番の工業地帯の区画整理事業実施中というのも住民のほうからしたらよく分

からない話であって、区画整理実施中だったらどうしていけないのかちゃんと説明できるようなものがほしいなど。その辺の丁寧さを用意しておいたほうがいいかなということです。

宮平部会長

これは事務局のほうで住民に説明できるような文面にするか、検討していただきたいと思います。

現地踏査はこれからではあるんですが、一応各市町村、助役もいらっしやって、その選定地区はほぼ分かるだろうと思っています。ただ、助役以外の委員の皆さんにとってはこれはどういった場所なのか具体的に分からないだろうと思いますが、一応候補地を10箇所絞り込んで更に現地踏査をやるということになっています、先ずはこの10箇所を決めないと現地踏査もできないと、それじゃどこでもいいかということにはならないだろうと思いますがね。これまで事務局のほうでスクリーニングをやって更に市町村職員とのヒアリングもやって、後の10箇所の絞り込みにはなっています。どんなでしょうか、10箇所に絞り込んでいいかどうかですね。そこら辺が一番の問題だと思いますがね。

委員

先ほどありました意見と反対になるわけですが、今日も古我知委員から落とされた理由について、説明が欠けているんじゃないかということでありましたが、この反対にかえって残っている地域をまだまだ具体的に説明する必要があるんじゃないか。ヒアリングをやった時点においてその辺の中身が現地踏査という時点で具体性が出てくるかなと思っておりますが、今の時点では客観的な部分しか出てないわけですよ。このヒアリングした時点での中身関係までもっと具体性、今度はその説明が必要ではないかなと思うわけです。結局、各市町村1つずつ候補地を挙げて、無理して挙げている感じもするわけですから、現地踏査する時点においてはやはりもっと具体性をもったものが必要ではないかという感覚はあります。

と言いますのは、例えばナンバー16とナンバー25になりますか。この辺もヒアリングでは農振農用地、土地の取得の内容、地盤の話、その辺までしたかなと思っているんですが、各市町村がヒアリングした中身というのは、他の市町村には分からないわけですよ。例えばナンバー25は佐敷町と大里村の境界です。前回のヘルシーリゾート構想があるわけです。これが今度どうなるのかそれも分からない状態で、これが二重に計画されるような中身になるのか、この辺の情報は広域行政組合として十分把握しているかなと思っているんですね。この辺の関連ですね。どうしても1箇所挙げなければいけないということで挙げているだろうと、やはり現地踏査する時点でより具体的中身を把握していないとこの辺の評価が相当影響が出るんじゃないかと思いますので、希望として現地踏査する前までにはもっと具体的に出してもらいたいと思っています。意見であります。

委員

ナンバー16、私たちの村であります、これは南風原町と接して周辺地域は住宅地で南風原町の開発地であります。その段階では農振農用地であります、そういったものも明記されてないわけです。以前、土地改良関係で計画をやったんですが、地主のほとんどが南風原町ということで反対されて除外になって今はちょっと荒れたような状況になっているんです。農振農用地ということはヒアリングで申し上げていますが、この中身は出ていないといった状況になっています。

宮平部会長

外された理由、それから選定された理由、そういったところがまだ具体的に出てないということですよ。今、要望として挙がっているんですが……。ヒアリングの具体的な内容、そこら辺について事務局としてはどうですか。

環境工学

今のお話なんですけれども、残った10箇所につきましては資料3で現地調査で評価していただくチェックシートを作っているんです。こちらのほうで土地の状況ですとか地権者の状況等、先ほどお話にございましたナンバー16のことなどは6頁にあります土地取得の項目の中にその辺は書かせていただいております、後でご説明しようと思ったんですけれども、これは実際に土地を見ながらという、現地に行った時にご説明したほうが分かりやすいかなということでこちらのほうに敢えて選んだけれども、こういう問題がありますということをお願いしたほうがいいかなということで、こちらのほうに詳しい理由はのせてございます。

委員

ちょっとよろしいですか。今日、10箇所ということで事務局がこういうかたちで絞ってきていますが、我々がこの10箇所から最終的には理事会に上げる3箇所に絞らないといけないわけですよ。それは相当な時間と、またいろんな形で比較する、そういったことが出てくると思うんです。先ほど大里の助役からもあったんですが、例えばの話で玉城村から4箇所挙がっているんですが、前回のこともあって事務局が3箇所は潰してあるんですよ。それで32番というのが挙がっているんですが、これは石嶺助役がおっしゃるようにこの32番よりはなおバツにされたその辺がまだ規制力も緩やか、あるいは候補地で挙げられているとおりが、入れ替えも可能かなと思うんですけれどもね。ただ、それ以上の候補地をとということではなくて、今10箇所に絞られたところから絞っていくのが一番いいかなという感じがしているんですね。除外されたところについては確かに、これ以上聞かれたら事務局は除外した理由を十分説明できないといけないと思うんですが、我々がいちい

ちそれをまた議論して候補地を入れ替えするとか、ということはどうかという感じはします。事務局と一緒に選定した10箇所、先ずこれからスタートして3月までに3箇所に絞るということですから、これから踏査して事務局はまたそれについて資料を作らないといけないと思いますからね。私はこの10箇所からのスタートでいいんじゃないかという感じはしております。

宮平部会長

今、ご意見をいろいろ聞いて、どうするかは最終的に決めていくと思うんですが、この10箇所にしたのは事務局がいろいろなヒアリング等を行って、助役等もヒアリングの中に参加してある程度了解と言うんですか、そういうかたちで出されているとは思いますが。後は委員の皆さんのいろいろな意見も出し合いながらやっていきたいと。確かに厳しいスケジュールの中で、あと絞り込むのが3つになるわけですので、これからかなり厳しいだろうと、今は各市町村1箇所ずつ出ているんですが、それが次の段階からは2分の1になるわけですので、その時点からはかなり厳しいのかなという感じはしています。いろいろのご意見があると思うんですが、再度意見を出し合ってお話ししたいと思います。

事務局

今、屋比久助役さんから意見がありましたのでちょっと申し上げさせていただきたいと思います。事務局は皆さんの部会で決めた手順に沿って仕事をやってまいりまして、しかしやっていく中で現場としてどのような計画があるのか分からないわけでございまして、これをヒアリングという現場を預かる皆さんとやって結果が出て、ここに10箇所というものが出ておりますので、できましたら今おっしゃるようにここをスタート地点にさせていただいて、その後に内容だとか未だ見えない部分もあろうかと思っておりますので、そういったところはその後にもまた部会を開いて議論をしていくかたちをとっていただかないと、ヒアリングの意味がない。ヒアリングの重みを持たせる部分もないような状況になりますので、できましたらこの部分でやっていただきたいんです。落とされた部分についてはなかなかいいかなと思うんですが、何故採用されたのか、これから候補地に挙がった部分が大変でございまして、ここに時間を入れていったほうがいいかなという部分がありますので、どうでしょうか、この辺は是非、先ほどありましたスタートにさせていただければと思うんです。かといって、落とされた部分を全く無視するのではなくて、先ほど古我知委員からありました部分でその後の経過も見ながら、もし検討が出てくることがあれば検討していただければと考えております。如何なものでしょうか。よろしくお話ししたいと思います。

石嶺委員

自分の地域の候補地は分かるけれども、他の候補地は現場を見ないと分からないわけで

すから、事務局で 10 箇所に絞ってありますのでね。ただ大里の助役さんがおっしゃっていたように現場を調査する前にその現地の資料と言いますか、例えば周辺の民家から候補地までどれぐらい離れているのかとか、その調査項目がありますが、これを現場に行って自分で測るわけにはいかないと思いますから、基準はどれくらいの基準があってどう満たしているのかというのは現場に行く前までに資料をいただければ有り難いと思います。

事務局

今、石嶺助役がおっしゃるのは、次の調査項目の確認についてということで、また再度中身について議論させていただきます。今はこのヒアリングまで済んだ 10 箇所について、それで確定をさせてよろしいでしょうかという、先ずその辺の確認をなさって次の方に行きたいと思いますが、よろしくをお願いします。

宮平部会長

よろしいでしょうか。

委員

ある程度、その辺は問題ないと思うんですが、1つだけ確認をお願いしたいんです。このナンバー26、ヘルシーリゾート関係を掌握しているかなど。佐敷町ですから 25 です。ヘルシーリゾート構想関係、今中断しているんですよ、事務局としてはこの辺をどのくらいまで調査して、今後どう考えているのかどうかですね。その辺との関連があるものですかね。うちの議会でもこの辺についてはいろいろ論議になっているんです。完全に止めるとか何とかではなくて、一時的に中断しているんだよ、というその辺の話も聞いているわけです。ヘルシーリゾート構想関連でこの用地の関係、あるいはこの構想がどうなっているのかどうか、この辺ちょっとお伺いしたいんです。たびたびこの件については議会でも出るものですから、この辺の調整が済んでいるのかどうか。これが拳がってからヘルシー関係が復活することになったら、いろいろ問題が起こるんじゃないかな。今、合併関係でいろいろこの辺の話もあるものですかね。新市建設計画関係、大里だけで今のところ論議されておりますが、この辺をはっきりさせておかないと後々いろいろ問題になるんじゃないかと思います。一つこの辺、ヘルシーについて……。

事務局

助役さん方がよく知っておられて、すみませんが事務局ではちょっと分からないです。

委員

だからこの辺がね、どうなっているのか。

事務局

ただ、佐敷町とのヒアリングの中で、確かに今、ご指摘の部分については出てまいりました。その会議の中ではそういうヘルシーリゾートの計画があったということで、今は終わっている状態だというようなことはおっしゃっておられました。将来的にその計画が動き出すかどうかについては、未だはっきりしないという役場のご意見等もございましたけれども、ただ、最終的に佐敷町のほうでは別の候補地と言いますか、適地が見つからないものですからこれについては今回の計画とコンセンサスして佐敷町からはこの部分でいいのではないかということの確認はもらっております。この辺、もし補足がございましたら、佐久川助役からお願いします。

佐久川委員

今、お話がありましたとおりで、このヘルシーの部分はもう佐敷、知念、玉城、大里で進めた経緯があるわけですが、バブルが崩壊して解散した経緯があります。しかし少なくとも南部の拠点という部分での構想的なものは残っているわけですね。しかしこれは見えない部分でございますので、方向性、理念は分かるんですが、現地でこれはもう来年、再来年対応しましょう、という話でありますので、佐敷にとっては先のこの事業が入っているので、そういうことの26番でよろしいでしょうということであります。いずれにしても全て10箇所の部分はいろいろ課題も含めて、問題はあろうと思うんです。それをディスカッションを徹底して、その中で地元、更には10名の首長、それからプラスアルファの委員がおられるわけですから、それをより科学的なものを含めて整理して3つの候補地を挙げましょう、ということでもありますので、その中で議論していくことだと思います。あくまでも10箇所というのも別に各市町村割り当てたわけではないです、といっても現実にはそういうことになっているわけです。ですからそれは各々言い分があると思いますので、各々の部分を主張して各々の考えとまたより専門に、そのために委員がおられるわけですから、そういうことの部分を整理していくことだと思います。10箇所候補地を決めたんですから、逆にまたここでは10箇所が駄目で候補地になっていないのがいいんじゃないのかという議論になることだってあり得るかも知れませんね。先ほどもありましたように、またそういう部分があると思いますので、やはり進めながらのことではないかという感じがします。ヘルシーについてはそういう状況ですね。一旦解散して分かれたという経緯がございます。

宮平部会長

これまでいろいろヒアリングを受けて各市町村ともやって、最終的には10箇所挙がっているわけですので、そこら辺のヒアリングについては十分こなしてきていただろうと思います。今、挙がっている10箇所をまずは候補地として決定してやらないと、次の現地踏査もできないわけですし、またそこがどういった状況になっているのか委員の皆さんの評価もでき

ないと思いますので、まずは今までの経過からしていろいろなご意見を出していただいたところで、この事務局が進めてきたスクリーニングとそれから各市町村の助役を含めたヒアリングとを踏まえて現在 10 箇所が出ておりますので、まずは第一歩としてこれからがスタートだろうと思います。この 10 箇所について決定をし、次に進めていきたいと思うんですが、どんなでしょうか。

古我知委員

落ちたところの話は、事務局のほうできちっと資料を揃えていってくれるということがいいですね。それで今、残っている 10 箇所については、ここですぐ決定ということに進めていくのか。その前に 10 箇所についてそれぞれ今のようなヘルシー計画があったりとか、他にもちょっと質問したいことがあるんですけども、それをやった上でこの 10 箇所がいいですよ、という話なのか。それとももう 10 箇所決めたから、その 10 箇所についてこれから話し合っていこうということですか。ちょっと分かりにくいな。

宮平部会長

10 箇所を決めて現地のほうに行かないといけませんので、その時点でいろいろ問題点を指摘し合うということで……。

古我知委員

そういうことにするということですか。

宮平部会長

現地踏査しない限り、ちょっと……。

古我知委員

はい、現地を見るというのは分かりませんが、今疑問に思っていることや質問は決める前にやってもいいということですか。どっちでもいいんですけども、手順としてですね。

事務局

具体的にどういうことですか。

古我知委員

例えば、先ほどもあったんですが、もう 1 つは 29 番の知念村のほうですね。拝所となっておりますが、この場所は斎場御嶽のほうですか、どこですか。刑務所の後ろのほうですか。地図を見てよく分からなかったんですけども。あれは世界遺産のもので周辺の景観やら歴史的なものは残すような話になって、あまり手を加えることはよくないというような話

があったのではないかと、29番のものに関してはそういうことで。

事務局

場所が全然違う。

古我知委員

全然違いますか。場所は先ほどこちょっと見たんですけれども、斎場御嶽だけじゃなくて、その地域周辺ということで最初の申請の時には広く囲われていたんじゃないかと思うんですよ。ただ、今、実際にいろいろ手が入っていて、本当はちょっと問題ではないかと思っていたんです。そういった意味で範囲等々、もう一度確認したほうがいいかなという感じがあったりしたんですけれども。どんななんですかね。

委員

ここは佐敷のつきしろの近くなんですよ。この付近はそこに書いてあるとおりでありますけれども、説明書にですね。恐らく遺産のほうはこの後ろのほうが鍾乳洞じゃないかなという気がしているんです。岩盤がきているものですからね。あと、こことその下のほうの周辺というんですか、この一帯でそこから湧き出る水を利用したいろんな、家庭で利用されているのいろいろあるんですよ。文化財との関係もないですか。ただ、県道沿いには若干の拝所等があるということです。

委員

この10箇所を現地踏査するというかたちで基本的に考えないと、各市町村のヒアリング、それから現地調査の意味が相当疑われるということになりますので、現地踏査に行ってそれ相当の問題があれば、その時点で考えるということにしないと収拾がつかなくなってしまうよ。どんなですかね。

宮平部会長

今の意見は、今日で10箇所ということでやっているんですが、その後で現地踏査やればいいんですよ。だから今は、部会のほうで決定して後から現地踏査ということなんですが、現地踏査も終わってから部会のほうで10箇所絞り込んだほうがいいんじゃないかというようなご意見もあるわけですが、どのほうがいいでしょうか。

委員

32箇所についてですか。

宮平部会長

いえ、まずは10箇所絞り込んだものを現地踏査しないと。

委員

決めてから現地踏査するか、逆に候補地10箇所というのをある程度確認をして、この10箇所を回ってこの委員会で挙げたところを検討しようかということですよ。そのほうがいいんじゃないですかね。

委員

現地へ行ってみないと、私たちにはあちら辺だとは分かってでも行って周りを調査してからということの方に私も賛成です。

10カ所の候補地は現地踏査してから

宮平部会長

どんなですか、事務局のほうは？ それでは、絞り込みはその10箇所ということでやって、一応決定するのは現地の踏査をしてからということによろしいでしょうか。事務局、どうですか。

事務局

事務局が出した10箇所の候補地を現地踏査するという部分で、それは結構です。

宮平部会長

今、絞り込んだ10箇所ということでよろしいでしょうか。それともそれ以外にということがあれば……。一応、10箇所ということでやりましょうね。（「はい」の声あり）
それでは、10箇所ということで。

宮平部会長

それでは次の2番目の評価項目の確認についてです。

事務局

お手元資料3に基づいて、日程的には明後日と明後日、それから来週の月、火曜日にかけて計画しております現地踏査についての項目別確認とそれからスケジュールの確認までしていきたいと思っております。コンサルタントのほうから内容の説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

10カ所の選定について

環境工学

それでは先ずお手元の資料4です。二日間にわたって、10箇所の候補地を順番に回っていただくスケジュールになっております。一日目、二日目というのが、今、お話がございましたように2月2日、3日のパターンと2月7日、8日のパターン。これは2頁目のほうに各委員のお名前と参加する日程でございます、この確認をお願いしたいんです。基本的に初日に、ボツにはなっているんですけども、糸満市のナンバー2の西崎のほうにまいりまして、これはきれいに区画整理されておまして、現地に行った時にお話しますが、大体180メートルと200メートルの広さになっております。ですから今回の施設の用地として計画しているのは3ヘクタール、3万平方メートルですので、大体面積に直しますと150メートルと200メートル、この広さが3ヘクタールですので、ちょうどナンバー2の糸満市西崎がその大きさを何となく感覚的に理解するのに非常にいい場所ですので、先ずそちらに行っていただきます。そこでこれぐらいの用地が要りますというのを先ずご理解いただいて、それから順番に各候補地のほうに回っていただくということを考えております。

ちょっと順番が逆になったんですけども、資料3がございまして、これは番号の若いものから順番に並べております。ですから1頁目からナンバー3、ナンバー5、6、14、15、16、25、29、31、32の順番ですので、資料4の順番と若干違う部分があるんですが、資料3のほうはナンバーの若いもの順に整理をしております。この10箇所につきましては、各市町村の候補地として現段階で最終的に残った候補地なんですけども、非常に優れている土地で何の規制もなく民家もなく全く問題ないという土地はほとんどございまして、各候補地ともいろんな課題ですとか、いろんな要素がございまして。それでも各市町村1箇所以上という前回のルールがございましたので、各市町村で挙げるとすればここということで最終的にご協議いただいて、残ったのがこの10箇所でございます。

それでは順番に申し上げます。先ず1頁目、ナンバー3の糸満市、県立南部病院の上のほうなんですけれども、これはヒアリングの時のお話でナンバー3の土地取得のほうにあるんですが、現在は用途指定等は特にされておませんが、県立南部病院の廃止等の運動があるということと、あのエリア一帯を現在福祉ゾーンということで計画を進めているというお話もございました。ただ、他の計画のように既存計画として未だ確定していないということがございますので、計画があるということでボツにはできないということでナンバー3は候補地として残っております。ただ、他の要件として糸豊環境美化センターの前回の候補地でもあったということもございました。それと予定地周辺なんですけれども、道路沿いに民家が既に点在してまして、また道路を挟んで病院と直近しているということで、生活環境に対するインパクトというのはやや高い地域になろうかと思っております。また全体的に平地ではなくてやや傾斜地でございますので、比較的構造物が建った時には見通しもよくなるということもございます。下のほうから上がって行く道路が病院との共用になりますので、その生活道路と共通するというので、搬入ルートを別途検討する必

要があるのかなと、そういう地域でございます。これはナンバー3の糸満市の候補地でございます。これは実際に現地に行きました時に、このチェックシートの左側の評価基準に沿ってその候補地につきまして一つ一つご説明いたします。なるべく私の主観が入らないように客観的にここはこういう土地ですと、あまり良くありませんとかすごく良いですとかそういう表現は一切せずに客観的な事実だけを淡々と言います。

次の2頁目、豊見城市さんのほうなんですけれども、ここは周辺に住宅が張り付いてまして、ちょうど住宅地が東西南北からずっと開発されてくるちょうど観賞緑地のような地域になっていて、どの道路から入っても民家を横切るという場所でございます。また用地南側に高圧線が通っておりますので、用地をなるべく北側に建設する必要があると、ただ北側ですと電波塔ですとか民家に直近するということがありまして、場所としては厳しいところでございます。また南西のほうに長嶺中学校と小学校がございます。それと現状はやや傾斜地でございます、その南側下のほうには畜舎がございます。それとこれも搬入道路と言いますか、道路の入った来方としては北側から地域に入るルートと西側から入るルートとあるんですけれども、どちらも道路が狭いのでこれは道路の拡幅が必要になってまいります。そういう土地でございます。

続きまして3頁目のナンバー6の東風平町の候補地なんです、これは南風原との境界ですね。徳州会病院の高速道路の高架を挟んで北側になる位置でございます。ここは緩やかな傾斜地なんですけれども、道路を挟んで徳州会病院があるということと後は現状は用途指定は特にされてはいないんですが、ただ、地権者が南風原町の方が非常に多いということで土地取得ということでいきますと、例えば公用地、市町村の持ち物であれば土地取得というのは一番やりやすくて、その次に私有地であっても地権者が少なければ少ないほどいいんですけれども、今回の場合には地権者が南部10市町村以外の方が多いということで、そういう意味ではやや困難な土地であることは言えるかと思えます。それと高速道路を挟んで反対側のほうに県営住宅がございますので、例えば灰溶融施設のように煙突があった場合に県営住宅の屋上程度とちょうど煙突の高さがありますので、やや圧迫感があるかなということもございます。ただ、位置的にいきますとちょうど南部10市町村の玄関口ということで、一番北側のアクセスには非常に良い場所であることは言えるかと思えます。

続きまして4頁目の具志頭村ナンバー14なんですけれども、その周辺に土地改良がかなりされていて、現在も工事がかなり進んでおります。ナンバー14というのが土地改良区の境界線に当たる位置から東側の白地、現在は用途指定されていない部分でございます。周辺にそういう工事が入っているんですけれども、現地では分かりづらいんですがその候補地の下流と言いますか南側、ずっと行きますと右側になるんですが、この候補地が「生活環境」のほうに書いていますように地下ダムの集水区域、名嘉座流域の上流側に位置しますので、例えば先ほど地下水汚染ですとかそういう懸念があるというお話がございましたけれども、ここももしそういうことがあれば、そういうふうに影響する場所になります。

候補地から集落まではやや離れているんですけれども、アクセス道路としてその集落の近くを通過して来るという場所になります。糸満側から入って来る場合には、ひめゆりパークのほうから入って来ることになるんですが、北ですとか東のほうから入って来る時には集落の間に入って来るというルートになりますので、ややインパクトがあるということでございます。

5頁目の与那原町の15番ですけれども、こちらも先ほどございましたように今回の候補地の選定ルールとして先ずスクリーニングをして白い場所であるということ、3ヘクタールの土地が取れるということ、それで今回は被覆型の処分場を造りますので平地であるということと既存の道路から比較的近い距離にあると、4つの条件で候補地を選定したんですけれども、与那原町の場合にはこの4つの条件で候補地を挙げることはできませんでした。ボツになったんですが、23番はマリンタウンの計画がございましたので、ボツです。この条件以外で候補地を挙げる必要がございました。15番の土地としては農用地に全てかかっております。ただ、農用地でも土地改良が比較的されていない部分に候補地を設定しております。5頁の「土地取得」に書いてありますように、この候補地の南側部分に南風原町の土地改良事業で土地改良が実施されていることがございますので、全体的に本当は黄色で塗られていますので、本当のルールからいくと候補地としては挙げられない場所にはなるんですが、各市町村1カ所挙げるということですので、比較的土壌改良されていない部分を選びましてそこを候補地にしております。

ナンバー16の大里村です。これも同様の条件でございまして、この土地自体は農用地でございまして。ここにつきましては南風原町との境界になりまして、地権者が南風原町の方が非常に多いということとそういう意味ではナンバー6の東風平町と同じ条件でございまして。また、集落がそこまで迫っている、非常に近い状況で、各候補地を見ていただいても分かるんですけれども、民家・集落と非常に近い地域でございまして。この部分は農用地なんですけれども、土地改良はまだ整備されていない場所ですが、これはヒアリングの中で最終的に南風原町の地権者の方が協力していただくのは難しいということで土地改良できないという土地であったことが報告されております。

25番の佐敷町ですけれども、先ほどお話がございましたとおり、老人ホーム朝日の家の南側です。現在は駐車場として使われているような辺り、その一帯でございまして。ここが南部東ルートの道路、現在は変更になったということでございましてけれども、ちょっとこの用地自体も大里側に行きますと急傾斜地になりますので、あまりそちらはいけない。逆に南側の玉城側に行きますとダムがございまして、いけないし湿原地帯があるということで、非常に施工上と言いますか、現状の施設で施工上いろいろ問題がありそうな土地であるということなんですけれども、佐敷町につきましても白い部分でやれるということになりますと、もうこの場所しかないということでここを挙げさせていただいております。

それから29番の知念村さんですけれども、刑務所裏手と言いますか南西側になります。ちょうど刑務所の西側に拝所がございまして、これをヒアリングの時にお聞きしましたら、

昔、防空壕として使われていて中がかなり広がっていると、奥へ行くと水がちょっと溜まっているということがありました。かなり広い範囲で防空壕があるということでございます。現地に行けば分かるんですが、岩肌と言いますか、岩がごろごろ出ていまして、比較的平地ではあるんですが、ちょっと上と下に段差があるというような状況で、現在は用途指定はされていないんですが、農地として使われている場所でございます。ただ、県道の86号線に隣接していますので、アクセスとしては便利になります。

9頁の西原町の31番ですけれども、最初事務局のほうで選定した時には21番の南西石油の北側のところで選んでいたんですが、石油コンビナートの関係でここは法規制がかかっているんじゃないかというご指摘がございまして、調査しますとボツであるということで協議した結果、西原町さんでも白い部分が他にございませぬので黄色い農用地の中でまだ土地改良されてない部分ということで、この31番を選んでおります。何故、この31番かと言いますと、この場所のちょうど南側部分が与那原・南風原バイパスの計画がございまして、県道・国道が非常に入り組んだ計画がされてございまして、それに当たらない場所となると、もうこの場所しかないということ、あとは3ヘクタールをとるにはこの場所が空いているということで選んでおります。ただ、ここに行っていただくと分かるんですが、道路が途中から非常に狭くなってまいりますので道路の拡幅等が必要になってくることがございます。

最後、10頁の玉城村さんの32番です。玉城村につきましては、最初に探した段階では白地から3箇所選んだんですけれども、そこは全てヒアリングですとか現地踏査の関係でボツになりまして、市町村1箇所以上のルールでいきますと、どこか1つ選ばなければいけないとなりまして。ただ、玉城村は土地改良がかなり進んでいまして、黄色い農用地であっても土地改良の未整備部分が非常に少ない場所でございます。土地改良していないところで3ヘクタールとれるところとなりますと、32番のこの親慶原の地域しかないということでここを候補地にさせていただいております。お話にもございましたように道路計画があるんですけれども、ちょうど32番の北側をかすめるようなかたちで計画されていますので、予定地としては比較的南側にずらしていくということでそれは配慮しておりますので、既存の計画とはぶつからないかたちにはしております。ただ、ここも比較的集落ですとか民家が見えますので、比較的インパクトがある場所ではあるかと思えます。

現状の10箇所ですけれども、それぞれに課題を抱えた土地ではあります。各市町村とのヒアリングの結果、ここが各市町村としては候補地として挙げられる場所であるご回答をいただいておりますので、候補地として10箇所挙げさせていただいております。

宮平部会長

これまでの10箇所の選定の理由となるようなかたちの報告ではございましたが、特にその件に関しては。

委員

評価した後、どういうスケジュールで3つを絞り込んでいくのか。例えば、3点残った市町村には再度そういう話し合いを持っていくのか。専門家の意見も聞いて決めるのか、その手順が分かっているならば、教えてほしいです。

宮平部会長

どうでしょうか、事務局。

事務局

3箇所ではなくて5箇所を。今、10箇所からスタートしますよね、その10箇所を見ていただいているいろいろ評価していきまして、これから5箇所に絞ります。この10箇所でいいとなりますと、これから5箇所に絞りますよね、この時点で更にまた重み付けの評価をしますので、その時からまた市町村とのいろんなやり取りをしながら更に具体的に突っ込んだかたちの評価をしていきますので、その時点で出てまいります。3箇所になってからではなく、5箇所ぐらいからやります。

ですから、地域住民説明会も5箇所から。回数はやってみないと分かりませんが、必要ならば、1候補地複数になるかも知れませんが、やっていくというかたちをとって、いきなり5箇所からスケジュールで3箇所というのはちょっと厳しいだろうと思います。5箇所から住民説明会とかいろんな説明会をしていかないと3箇所になってからでは厳しいのではないかという気がします。よろしいでしょうか。

宮平部会長

この10箇所の説明があったんですが、確定ではないですので、現地まで行って絞り込んだ10箇所を調査すると、その後に部会として決定していくということなので、絞り込んだ10箇所を再度踏査するということですね。まずはこの評価方法でいいのかどうかです。この評価方法でよろしいですか。

古我知委員

今の焼却炉に近いとか遠いとか何か道路広げるために金がかかるとか、そういった経済的な部分は今回、考慮しないでいいということですかね。この基準だけで評価していいということは、それだったらそれだけでするんですけども。評価基準には入っていないみたいですけども。

環境工学

むしろ、その土地と言いますか、その場所に行っていただいて、そこを見て、その段階で先ず判断いただいて、今のお話は次の5つの重み付けで細かくやっていきますのでそち

らのほうで条件を整理しようと思います。

委員

評価基準が6項目ありますよね。この6項目に関してのABC評価になるわけですか。

環境工学

はい。

委員

評価項目が、「生活環境」の中では5点ですか。5項目あるんですが、その5項目に対しての評価をやるということですか。

環境工学

生活環境に対してどうかという評価です。（「全体的にですか」の声あり）はい。ABC評価という右側の欄にあると思うんですが、そこに「生活環境」は特にインパクトがないと、一番民家から遠いのであればA、近くにあればCですとか、見えないけれども、そこそこ近ければBと、そういうのも含めて一番左側の評価基準に対してABCを入れていただくというふうに今、考えています。ですから、各候補地につきましてはABCが6つですね。一番右側のところに入れていただくということです。

宮平部会長

どんなですか。これでよろしいですか。細分化したほうが書きやすい部分もあるとは思いますが、うんですけれどもね。

委員

評価項目は前で決まったんですかね。

環境工学

5つに絞った段階での評価項目ですね、細かいほうに重み付けと言いますか、重要度をまた入れていただいて、それに点数を細かくしていく。ですから18項目について評価をしていただくというのは5候補地ということで、それは前々回ぐらいに確認されていたと思います。

委員

それについては前々回で決まったということですね。

委員

ただ、こういった基準でというのはとても難しいですよ。例えば、総体的に 10 箇所のうちここは A、ここは B だというのであれば全部見てから可能なんですけれども、1 箇所 1 箇所やっていくことはこの基準をどうするのかというのを、やはり教えてもらわないと難しいですね。

環境工学

基準につきましては、例えば数字ですね、民家までの距離が例えば 300 メートルがどうか 400 メートルならどうかという基準が出されればいいんですけれども、逆に出してしまうと誰がやっても同じ評価になるわけですよ。それでこれはこう、これはこうとなってしまうと、結局その現地へ行って誰が見ても同じになるということがありますので、できましたら評価する基準と言うよりは評価するための条件、この土地はそういう土地ですとか、こういう状況ですという条件というか、情報をお出ししますので、後でこういうことを知らなかったということだけはないようにはいたします。その情報だけで現地へ行って判断していただきたいと考えております。

委員

あと一点よく分からないのが、前回でしたか前々回でしたか、評価のやり方の中で一方法として 60 点満点とか何とか聞いた覚えがあるんだが。我々が現地踏査しましてね、A と書いたり、B と書いたり、C と書けばいいという話なんですか、よく分からないんですよ。前々回あたりに 60 点満点とか何とかの資料を見た覚えがあるんですけれどもね。覚えございませんか、私の勘違いですかね。

環境工学

数字を入れていくのは 5 つに絞り込んだ後ですね。数字を入れていく予定をしていますけれども、この段階では数字ではなくて、最初お渡しした時は○×△でして、×は良くないということで ABC にして、A が多いとか C が多いという理由で選ぶ、外していくという判定をしていただくということです。

委員

何点何点ではなくて ABC を記入すればいいと。

環境工学

はい。

委員

では最小限度、Aというのは例えば、適地であると、Bというのは普通であると。言葉には綾がありますのでね、Cというのは駄目というよりは困難であるとかですよ。こういうかたちのものを皆さんで作っていただけるわけですか。各々個人的にABCに関する認識の違いもあると思うんです。それはどうかたちで事務局として表そうとしていらっしゃるのか。具体的には距離の問題とかこんなものではなくて、Aという評価はどういう基準を満たしているから、最適地ですというのか、適切ですというのか、Bというのは普通であっても適切である、またはやや適切であるというのか、解釈の違いは調査員個々の評価に任せようという考えですか。

環境工学

前回の時に、その土地に対する情報をお出しすれば評価するというお話だったと思うんですね。前々回の時にそういうことだったと思うんですけども。

委員

もう一回お聞きします。聞き方がちょっと悪いのかな。評価基準の項目「1、生活環境」について5点ございますよね。これはトータルで例えば、AかBかCか付けていただく考えですか。

環境工学

はい。

委員

個々のものを線で引っ張ってくるわけじゃないですよ。先ほど部会長がおっしゃっていたので確認したんですが、Aに対して我々は現地踏査をして、例えば何を基準とするのか分かりませんが、同じBであってもその委員によって考え方は若干、基準が定かでないければ、同じBであっても内容は違うというような感じが出てくるのではないかなという懸念が僕にはあるんです。それでAというのはどういうようなかたちであるという基準を示してもらいたいということ、Bというのはこういうかたちですよ、Cというのはこういうかたちですよ、というようなものを。そこまではちょっと困難な状態というような表現でいいんですかね。基準づくりは予定されていないということなんですかね。

何というかな、上中下、ABCというのでAが一番候補地に良いと、Bは普通、Cは悪いとそういう言葉の綾にもよるのでね、いろいろ難しいところがあると思うんです。同じCであっても、同じBであっても、個々の意味は若干違うと思うんです。どちらかと言うと平均でということですよ。皆が共通の認識の上に立った採点のやり方ができるような仕組みがないのかどうかを今、お伺いしているわけです。

宮平部会長

ちょっと休憩しましょうか。5分程度休憩してから続けていきたいと思います。

休憩

再開

宮平部会長

再開します。それでは、評価の件に関して事務局のほうからお願いします。

環境工学

各候補地の評価方法ですけれども、現状の既存施設があるということではなくて、既存の計画がある場所でボツになった候補地ですね、ここをどこか事務局と相談してピックアップいたしまして、こちらのほうでサンプルとして評価の例を1つ挙げてみます。その評価する時にこういうところを見てこういう判断をしたという考え方と言いますか、そういうものを参考にさせていただいて、私の基準と皆さんの基準は当然違うから全員で決める価値があるので、500メートルだからどうですかそういう基準は設けないほうがいいと思います。私はこう考えてこう付けましたという、そういう考え方を示したものを1つどこかピックアップしまして、それを参考にさせていただくということで如何でしょうか。

事務局

今の件でちょっと確認なんですけど、こういう評価方法については既に10月6日で一応確認はされているわけですね。事務局としては今、説明がございましたように、評価はできるだけきっちりとした物差しは示せないという考え方は持っております。この地点についてはもう百点満点だということをやってしまうと、第一部会の委員の皆さんが審査、踏査をする必要がないわけでごさしまして、それぞれの立場、それぞれの考え方でその場所をご覧になってどう評価するか、最終的には委員それぞれの皆さんのお考えで評価していただきたいと考えております。それで方程式で答えが出るような方程式は、事務局から提示していかないほうがいいのではないかと考えてこういった評価方法を採用しておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

宮平部会長

10月6日の時点でこの評価方法については決まっているようですね。その復習の意味でやっちはいるんですね。

委員

10月6日の復習をする必要はありませんか。お互い、委員の皆さん方は評価が分かれる

ところが大きいのではないかという懸念が私にはあるんです。

例えば今、神谷さんでしたかね、1箇所見に行って、例えば西崎町に最初150メートル、250メートルぐらいの何か森にもなっていないくて適切な3万平方メートルの用地が確保できるような場所があるから、これを先ず見ていただいて面積についてイメージしていただくというようなこと、これも一つの意味があるんだと認識していますがね。実際、ではこの10箇所のどこかを一つの基準に置いて、という場合には必ずしも1番を見て2番、3番という基準を作っていくのか、こんなふうなことが少し気になるところがあるんです。西崎の3万平方メートルを見るというのは別に問題ないと思いますよ、共通認識を深める上で大変良いことだと思います。

環境工学

候補地を評価するのではなくて、ボツになった場所ですね。例えば既存計画があつて、例えば東風平町のナンバー7ですとか、糸満市さんの12番ですとか、どこか既存計画があつてボツになったところを見て、こういう基準でこう考えてこうしましたという一つのサンプルと言いますか、そういうのをお出ししようかと。

委員

こういうのはですね、もしなんでしたら2月2日・3日の班と7日・8日の二班がございますから、今日はこの場で本当はボツになったところのどこを見て、というふうなことを確認すべきだと私は認識しておりますがね。その日の朝になって、どこでもいいんじゃないですか、というような感じでではなくて、書類でもって今日こういう場所はこういうふうにと一つの見本を出して考えています、というような提案の仕方をしてほしかったということなんです。

委員

これは10月に出してありますよね。候補地の比較評価ということで「生活環境」だったら5項目と、特に自然環境項目で下流河川は候補地の河川はどういう河川なのかというのはそこへ行って皆さん方が説明なさるわけですよ。河川があつた場合はどういう河川になっているのかとか、水域認定は何かとか、評価基準の中で項目内容がありますよね。状況についてそこで説明なさるわけですよ。それに従って、この評価をABCでやっていると。

事務局

ちょっとこれは一例ですけれども、神谷が言いましたのは先ず1候補地ですね、ボツになったところを見に行きます。これが一応標準としたいと。これを神谷が評価したらこういう評価になりますということになりまして、ですからこれを皆さんが頭に入れる時にはBとして見ておくと、真ん中の標準と見ておくということですよ。良いならばAになり、悪い

のであれば C、同等であるならば B であるとして。では何故、AB を付けたかと言いますと、神谷はこの部分はずば抜けているけれども、この部分はちょっと落ちる、でも総体的にするとこれは B ですね、という部分を仮に彼が付けたというのを聞いてもらって、こういう基準で B なのか、ものはこうこう見えていますという部分でいくということはどうなんですかね。要するに ABC の見る部分を B という基準を頭に入れて、それより良いか悪いか同等かということの ABC で付けていく。その付けた理由は例えば、これから見に行くところの基準が「生活環境」C となったら、何故「生活環境」が C なのかといたら、これはこうです、これでは C になりますから、という部分を一回聞けば分かる。皆さん、分かりませんかね。今、すぐさまにいつてしまうと、ABC が相当乱れるという部分がありますので……。

委員

そうなんです。その懸念があるから敢えて質問をしているんです。

事務局

どちらか一つの標準を見てもらって……。

委員

基準になるようなものがなければね。

事務局

その基準はできるよね。

環境工学

全部 B の場所というのはないので……。

事務局

いえ、B という評価はしませんよ。標準に見て、それと比較すればいいわけですよ。B というのではなくて、C のところは C と見ればいいわけですからね。これを基準にしてくださいというかたちで、これと見てどうですかという部分で、どうなんですかね。そうじゃないと、一つの目安になるものがないと漠然とする部分があるんじゃないかと思うんです。そうでないと踏み切れないんじゃないですかね。また良い方法があればどうぞ。

委員

これは恐らく委員の評価の仕方は各々違うと思うんですよね。私はそう思っていますので、番号が若いほうから行くのであれば、まずは自分なりの例えば、糸満市のナンバー 3

ですね、これの生活環境はAでもいいし、Bでもいいし、とにかくこれを自分で決めて、次の候補地に行った時にこの糸満の「生活環境」とどう比較するか、ここが落ちるのかあるいは落ちないのか、そういう感じで評価すればいいと思うんです。だから例えば、1から10まで点数があつて、簡単に言えばまずは糸満市を全部5にする。次に行った場所で「生活環境」は糸満の5よりは評価が少し上だな、あるいは下だなと、こうやって後でABCを付けたらいいかなという気がします。

委員

例えば、漏れたところの1箇所を見ましてね、そこを基準に順番に回って行くと。

委員

事務局がバツになった候補地を基準にしてサンプルに出すというんですけれども、それではまた1つ増えるような感じですから、自分なりの基準候補地を持って、これから上か下かの話ですからね。すぐいきなり現地へ行ってこれはA、これはC、とこういうようなことはなかなかできないと思いますよ。

委員

いいですか。例えば「生活環境」ということで5点ありますよね。これはトータルでABC付けるんですよ。例えばAさんは景観のインパクトということでこれを重点にした場合と、今度は周辺の公共施設ということを中心にした場合とでは違うわけですよ。だからこれはもう総合的な評価ということで先ほど言ったように先ずやってみるということではないですかね。

例えば、これも採点競技と一緒にね、感覚が全然違うからめちゃくちゃですね。例えば、スケートの大会でも然り、僕ら空手では大体7名で採点するんです。そうしたら基準を決めるんですね。平均点を8点にしましょうと、それから上と見るんだったら、0.1ずつ上げていきましょうと、そして平準化するためには7名で最低と最高は協議してこの5名のトータルで点数を付けるということなんです。だから大体、今、言ったようなことをするためには、やはり項目別の部分を付けて何点になるのか、10点満点10点と、これはもう例えば「施工性」でも4点あるわけで、そして「生活環境」でも5点あるわけだから、Aさんは公共施設を優先と見るんだったら、後はAという評価。公共性を重点と考えた場合にこれはCと付けるかも知れないですよ。しかし、今、言った平準化したような感覚を皆がすると、同じような評価にしないといけないわけです。しかし主観的な各々委員の意向を踏まえて、トータル計算も出しますということであれば、敢えてあまり決めないほうがいいと思うんです。どういう見方をするかというのがある程度ないといかんわけですから、1つは見てこの人はこういうことで、こうこうしかじかですよ、ということを先ず聞いてみて、後は今、言ったような部分でやってみるという方法でないといけないんじゃない

いですかね。

委員

示してもらったほうがいいですよ。

委員

1つ示してもらわないと分からないわけです。例えば、5点あるわけだから、このうち「景観変化」1点ということで、ABC付けるんじゃないで、この生活環境ということで付けるんですよ。そうしたら景観変化のインパクトを非常に重要視する人は、これがちょっと悪かったら、反対派ということですね。例えば4点はとても上等と見るんだけど、自分が一番気にしているものが悪かったら、逆のCと付けるかも知れないですよ。それはそれで理由があるわけだから、そういうことでもやるということではないですかね。しかし最初は見ないといけないわけです。これは例えば、知念さんがこれはこういうことでAにしましたと、ということを見ないと付けようがないんです。

委員

評価項目についてはそれぞれ説明をしていただかないと、どれが良いのか悪いのか分からないのがあるんじゃないかと思います。例えば河川類型については、下流側河川の環境基準云々とあるんですが、それは我々では分からないですね。だからそれは専門家の方々が調査して、これの基準値内であるのかないのか、あるいは周辺公共施設がどういったものがあるのかないのか、公共施設の種類によって、例えば公民館があったとして公民館と別の公共施設とは違うものなのかどうか、公共施設ということで1つあれば同じような考え方でいいのかどうか、何をここで言わんとしているのか、説明がほしいんです。ただ公共施設ではなくて、公共施設があることによってどういう影響があるためにこの項目があるんだと、公共施設の種類によってはある程度この判断をその中に加味したほうがいいという考えなのか、その辺の評価項目のほうを教えてくださいと思っているわけです。

委員

10月6日の資料が手元にあるんですが、例えばこの資料2の7頁に候補地の第一段階評価というのが示されていて、それにある例を書いてあるんです。細かくは言いませんけれども、例えば周辺集落が700メートル離れていることや周辺の生活圏から見通しがきかないことから生活への影響は比較的少ないと考えられるとかですね、こういうような資料を持っているんですよ。これに近いような共通点を見い出せるような感じの資料は標準化するわけじゃなかったかなと、これを私は言っているわけです。事細かく、もちろん皆、考え方は違いますから評価が分かれるのは必至でございましてね、これは認めないといけませんけれども、せめてできるだけ共通の視点からスタートしたいということなんで

す。

委員

皆が同じ共通の視点を持つ必要があるのかどうか、自分の中でそれぞれの候補地をちゃんと必要な考えで意見をやって、それも公平になるんじゃないかと思いますがね。自分の中でそれぞれの候補地に点数を付けていく、例えば自分のところになると甘くなるんだったら、先ほど佐久川さんがおっしゃったように上位と下位は切っていくというかたちで平均を採っていくという方法がいいんじゃないのかと。これが平均ですよというのは、果たして非常に難しいんじゃないかと思うんです。では、何が平均か、平均でないか、自分なりに評価して作っていく。そのためには評価項目の中で我々は共通理解しておかないといけないのが、先にも言ったように例えば、土地利用の土地取得の形態、土地取得の中で恐らく土地利用の現況で、白地であるほうが有利であるはずなんですね。ですからどういう利用現況がありますよ、ということを教えてもらい、また土地の所有区分については公共団体が持っていれば、非常に有利なんですね。あるいは地主が少なければ恐らく評価は高いんじゃないかと思います。地主が何名いるのか分かりませんよね、それは皆さんで準備していただけるのかどうか。その辺、この評価項目をある程度説明していただかないと、なかなか評価が難しいんじゃないかと思っているわけです。

古我知委員

現地を見ただけでは分からない項目がいっぱいありますね。

照喜名委員

今、この10箇所、赤いポイントで示されているところというのは、いつでも現地を見られるような箇所でしょうか。それが先ず1つ。それから、先ほどからの現地の情報があまりないということですが、環境アセスメントで最終的に造る段階になると、ものすごく細かい設置基準と言いますか、そういうものがあるわけですよ。ですからそういうものを最終的にどうしてもやらないといけないんですが、現時点で今、言うような候補地がある程度詳しい内容を知っておいたほうがいいのか、そうでないのか、といった議論だと思んですけど、事務局としては最終的なところでは恐ろしいぐらいの県の基準と言いますか、あるいは国の基準と言いますか、そういうものがあるわけですが、そこまで考えて今のような状態になっているのか、そこを教えてください。

宮平部会長

事務局、お願いします。

事務局

先ほど比屋根助役からご指摘されたんですけれども、シミュレーションは一応、やっ
てはあるんです。前々回ぐらいの会議の中で、こういう生活環境については例えば、こうい
う状況であれば、こういうような判断があつて、結果評価としてABCのうちのここはA
ランクに位置しますよ、とシミュレーション的なこともやつてあつたような感じがするん
です。それ以上の詳しい情報等ということになれば、日程的に無理かなという感じがしま
すけれども、できれば事務局としては個々の、先ほど佐久川助役がおっしゃつたようなか
たちの委員の皆さんの独自の考え方でもつて、基本的な部分はこちらのほうで情報提供い
たしますけれども、それをどう評価するかについては委員の皆さんに委ねて判断をお願い
したいと考えております。どうでしょう、これ以上になるとまた日程を立て直すことにな
りますので……。

委員

環境アセスといった話が出ていたんだが、こういったのについては？

委員

先ほども話ただけけれども、皆さん方がこの間、例を出して評価のCということで結局
土地の取得状況では市町村所有地で問題ないといった場合には、Aにしますよ、というも
のを出していますよね。こういう情報が現地でちゃんと説明しますよね、ということです。
そういうのがないと評価がなかなかできないのではないのでしょうか。

事務局

現場に行つて行きます。

宮平部会長

照喜名さん、今の件で何か。

照喜名委員

もう1つは候補地のその場所を確認できれば……。

事務局

いつでも確認はできるようになっています。

宮平部会長

今の評価方法でよろしいですか。ABC評価で。

委員

取り敢えず、一旦やるということだから、敢えてその基準を決めて、基準の分がほしいんですけども、これは上等だからA。Bが決まると、C、Aというようなことは当然あるわけですよね。例えば、面積を気にして500名の地主がいるものと、50名の地主がいるものだったら、自ずと違いますよね。基本的にはそういうことの説明だと思うんですよ。基本を説明していただいて、あとは委員の主観でやってみるということですよ。

委員

その項目を説明してほしいということです。

宮平部会長

そういうことでいいですか。

委員

事務局がヒアリングをやっていますよね、ヒアリングをやった以上にもっと情報があれば、その時点で提示といった方向性であればいいんじゃないかと思います。結局、現地で評価する場合に、例えばこの中で先ほどから出ています、どういった公共施設があるかどうか、河川流域がどうなっているかどうか、事務局がどのぐらいまで説明できるのかどうか、こういった資料収集ができるのかも一つの判断基準になると思うんですが……。

宮平部会長

これは事務局としては今の評価項目の一つ一つを十分説明をして、審査する皆さんはそれに基づいて評価するということですよ。これでよろしいですか。そういったものを十分説明をして。景観変化のインパクトというのは施設を造った場合にどう変化するか、ということですよ。

事務局

ちょっと待って下さいね。すぐ調整します。

委員

実際、現地に今、行こうとする寸前になってき、ほとんどこの程度かなということもあるかも知れない。言葉はちょっと悪いかも知れませんが、やや迷いがあるのかなというような気がしているんですよ。ある意味ではきちんとスタートしないと。個人評価が分かれるのは必至ですから、それは仕方ありませんけれどもね、きちんとしたスタートラインに立ってやらないといけないんじゃないかな。

委員

皆さん方が言っている、5頁に示している候補地の比較評価という基準の項目がありませんよね。最低限、提供できる情報によって評価をするわけで、後は自分の主観です。皆さん方が持っている情報を、先ほど言ったように私有地がありますよ、という情報を提供して、あとは評価してもらおうと、そういう方法でやってもらったらいいです。

事務局

よろしいですか。

事務局

先ほど豊見城の赤嶺助役からお話があった件ですね、事務局で掴んでいる情報、ヒアリングでその後やり取りの情報をできるだけこちらのほうで説明をして、現場へ行ってこういう状況については説明をさせていただきますと。それに基づいて、今、おっしゃったように判断、評価するのはそれぞれの委員の皆さんで判断していただきたいと考えています。その方法でやらせていただきたいと思います。

宮平部会長

それでは十分説明ができるように事務局のほうに準備をしていただいて、あとは評価する皆さんにやってもらうということで行っていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。（「異議なし」「進行」の声あり）

宮平部会長

それでは次に3番目の、その他の候補地の取り扱いについてお願いします。

誘致があった場合、どうするか

事務局

先ほど申し上げましたボツになった候補地とか、それからその後、候補地選定を進めていく中でここに誘致等と書いていますけれども、こういう内容だったらこの地域に造ってもいいんじゃないかという声が出た場合に、この分の取り扱いをどうするかということです。10箇所候補地でスタートしようということですが、それが5箇所に絞られたんですけども、その5箇所以外に新たにまたボツになったところのヘルシーリゾート等計画が頓挫して白紙に戻って、全くの白地になっている状況がもし後で分かるようなこととか、それから具体的には3ヘクタールなんですけど、実際は2.5ヘクタールだったり、現在はこういう施設が建っているが、これを撤去してもいいからできるはずですよ、という候補地が出てきた場合に、この候補地を度外視して全く自分たちが進めてきたものでいくのか、それともこの候補地をプラスαとして持っていくか、この辺の枠を作っておくことも必要

ではなかろうかと思います。要するに門戸を狭めるのではなくて、ある程度広げておく必要はないかということをお諮りしたいと思います。これまた委員の皆さんで、必要があれば必要、必要なければ必要でない、と協議いただければと思います。

宮平部会長

10箇所候補地が挙がっているわけですが、この候補地以外にもっと適当な場所と言うんですか、それが出てきた場合には、それを候補地として挙げてもいいかどうかということだと思っております、特に拘束しなくてよろしいでしょうか。

委員

候補地を新たに入れてもいいかということですよ。

事務局

それなりの過程を経てですよ。すぐいきなり事務局が決めるのではない、皆で協議して決めることにはなりますが……。

委員

地域のほうから経済振興の話が出てきて私たちに誘致してもいいという話になれば、それはいいんじゃないですか。

委員

それ以外にもということですよ。振興策もある場合がありますよね。

振興策はどの時期で考えるのか

委員

振興策の場合はどうですか。前もってこんな振興策がありますよ、とは言わないんですか。例えば、そういうことであれば自分たちも、という地域が出てきた場合にどうするのか。

事務局

今、10候補地は最低限、我々が進めようとしている事業がこの条件に合うという部分を探そうとしていますよね。これがある程度絞られてきますと、ここに合う振興策を自分たちで市町村とヒアリングしながらやらないといけない部分です。それを今、出しなさいといったら、かなり漠然として出しづらいんです。ですから絞られてきたら、すぐにやろうと思っています。

委員

各々によって違うから。

委員

新たな候補地は弾力的に対応していいと思います、入れていいと思います。

委員

振興策の検討委員会は5箇所ぐらいに絞られた時点で、各々の候補地についてこの地域だったらこういう振興策がありますよというのはどうなんですか。

事務局

3箇所ぐらいになってから考えたいと思っています。

委員

地域住民説明会を行うのはだいたい5箇所ぐらいに絞られてからですね。各々の候補地についてこういう振興策も検討されますよ、ということを提示して住民説明会をされるわけですね。

事務局

5箇所に絞られた時、住民説明会に当然、行かなければなりませんよね。その時に、こちら辺だったらこういう振興策が考えられますね、ということは言います。これをやるといったら、莫大な金がかかるからきませんとか、この辺も考えられます。もちろん、野外活動のキャンプ場とかいろいろなものができます。しかし、役所と住民が相談して何がいいかをある程度議論してやりたいんですが、そういう振興策は出せません。その時点ではこの程度だと思います。

委員

基本的には候補地の取り扱いについて10箇所を適地として振興策も含めて、という話ですので、基本的に僕は賛成でございます。ただ問題は時期ですね。5箇所、3箇所ぐらいに絞った時点での時期的なものは当然、考えないといけないものがあるんじゃないかな。

事務局

そうですね。

委員

これは第一部会の段階でやるのか。私は第一部会の委員としては賛成ですが、首長の段階で持ち越したほうがいいのか、その辺、どんなですかね、部会長さん。

宮平部会長

やはり絞り込んだ後からまたいろいろ出てしまって、また振り出しに戻るとするのは厳しいのかな、という感じがしますよね。

事務局

期限はやはり大事ですよ。

宮平部会長

期限はやはり決めてですね、次の5候補地ですか、その時点までにはある程度上がってくるというかたちがいいんじゃないですか。

事務局

3候補地がいいんじゃないですか。3候補地がタイムリミットだと思います。

宮平部会長

3候補地がタイムリミット。どうですか、よろしいですか。

委員

私たちは候補地の委員会ですよ、そして振興部会というのがあるんじゃないかな。そこの整合性も必要だと思うんです。ですから、今、言ったような3候補地の部分で振興策はこうなんですというのは、当然そこで議論があるので、僕らとの擦り合わせをしながらの提示が必要だと思います。そのために南産協にはいろんな部会があるわけですから。この辺の整理をして、その中でもっと他のところでやります、という分ではやはり来る者拒まずでいいんじゃないですか、ということだけ決めたほうがいいんじゃないのかな。

委員

地域振興部会との整合性も必要ですからね。3候補地ぐらいが適切じゃないかと思いますが、その時点で必要であれば入れるというのはどうですか。

宮平部会長

やってみたいという候補地があれば、時期を見計らって、3候補地に絞られる段階ぐらいまでにはそれを挙げていただくと、それでよろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

スケジュールの一部変更について

宮平部会長

それでは、4番目にスケジュールの一部変更について。

事務局

それでは、今後のスケジュールについて説明したいと思います。資料5のほうを見ていただきたいんですが、若干一部変更等の案であります。当初出した資料には、3月末、今年度一杯に予定地の決定ということを見ておりましたが、やはり進めていく中でいろいろなことが想定されてきました。5箇所を絞った後に住民説明会等も入ってきますので、ちょっと日程的に厳しいんじゃないかということでこちら一部変更して、今日お諮りしたいと思います。

端折って説明しますと、今回10箇所決めましたら現地踏査をして、3番の正副会長会議、これは2月14日にもつということで決定されております。4番目の2月16日の部会開催からは予定でございます。最終的には2月下旬に5箇所を絞ったところで地域説明会を持とうと思っております。再度、現地踏査をしまして部会開催をした後、3箇所を絞られた後、地域説明会を4月下旬に予定しております。最終的には理事会を持ちますが、11番の最後の予定地決定は6月下旬を考えております。前回と3ヶ月ぐらいつれ込んでますが、これについてお諮りいただきます。よろしくお願いたします。

宮平部会長

今日の部会開催なんですが、これは今日のほうは決定じゃないです。現地踏査を終わってから、それから確認決定となると思っておりますので、候補地についてはそのようなお話だと思います。

事務局

では、これを決定するのは次の部会で、ということで。

宮平部会長

今日は決定じゃないです。そういった話がされています。それでよろしいですね。現地踏査を終わってから決定ですので、そのようにお願いします。

事務局

もう一度現地踏査し、評価するという事なんですか。

宮平部会長

一応は10箇所絞り込んでおりますが、現地踏査もやらないと決定できませんよということです。先ほどのお話はそういった話ですよ。どうでしたか。

事務局

現地踏査して、評価もしてその後、10箇所決定ということです。

宮平部会長

はい、評価もしてから。

委員

評価をして5に絞りますよね、そしてこれを3に絞る。その時点で新たな振興策も含めた適地があれば加えるという考え方じゃないですか。

事務局

候補地として適地かどうか次の部会で確認をすると、委員の皆さん全体で諮って決定するということですよ。

宮平部会長

はい、そうです。10箇所の候補地が適正かどうかは現地に行かないと、皆さんも分からないということでございますので、今日の段階では絞り込みは絞り込んだけれども、これはあくまでも絞り込みであって現地に行って初めて確定するということでの話し合いだったと思います。

委員

今、部会長さんがおっしゃっているのはこういうことじゃないですか。我々は二班に分かれて現地踏査しますよね、その結果はABCを付けて名前入りのを出すんですよ。そうすると、次は5箇所をどういうかたちで絞りますかということです。現地踏査をして調査票を事務局にあげますよね、そしてこれは事務局が採点するということになるんですか。

事務局

出された評価ですか。事務局が採点は可能だと思いますけれども。今、ちょっとダブっておりますので、最初は10箇所が候補地として適地なのかどうか、現地を見てみないと分からないということと、この10箇所はスタートラインで候補地として見なしてスタートすると、それで評価しましょうと。評価するということは決まりましたよね。ただ今、ここがダブっていて、逆に言うと、これが候補地かどうかについてはボツになる可能性がまた出てくることも考えられると。

委員

そういう意味じゃないです。要するに、10箇所というのは皆さん事務局が決めましたよね、あくまでも決定するところはこの施設建設部会だからと、そういうことなのよ。だから、10箇所というのは決まっているわけ。それで決定するためには現地を見てからにしましょうと。手続きの話よ。

委員

決定するのは部会を開いて決定しなければいけないということですよ。

委員

先の話はそういうことです。そこからまた頓挫して変わるという話ではないです。

事務局

確認しますが、この10箇所から変わるということはないですね。

委員

ないと思います。

事務局

これだけ確認できればいいです。

委員

手続き上の問題で、現地も見ないでただすぐ決定というのはおかしいんじゃないかということですよ。

事務局

いいですね。そうであればいいです。

宮平部会長

現地も見ないと分からないということでしたので、そこを見て、部会のほうで最終的には決定するということです。

事務局

部会開催は5箇所に絞るんですよね。

委員

資料4まではすぐできますよ。ただ、手順の問題をやってからというかたちで、皆さん方のスケジュールでいくという考え方でいいんじゃないですか。

調査票は無記名で

事務局

調査票の記名か無記名かの確認をお願いします。

宮平部会長

調査票。これは記名はできないんじゃないですか。どうでしょうか。評価は無記名がいいと思うんですが。

委員

主観でやるからね、無記名じゃないといけないですよ。

委員

先に言ったように基準があってその分で決めるんだったら記名でやっていいんだけど、主観でやりなさいと言うことだから、これは無記名が原則です。

委員

無記名がいいと思っているんだけど、確認しておかないといけないでしょう。

委員

一覧表にしたらいんじゃないの。

委員

もう1つ確認したいのがあるんですが、先ほど与那原町の屋比久助役さんからお話がありました、糸満のを先に見て、それを基準にしていろいろ見ながらやったほうがいいかという案と、または漏れたところのどこかを見に行つて、これを基準にして10箇所を見ると、これについては今、定かではないんですよ。これもどうなっているか分からないわけ。

委員

私は、最初に見るところがCというのはしないほうがいいと思いますよ。審査委員をする時も、最初に出るのが不利だというのがありますよね。

委員

先ほどありましたのは、事務局で各候補地を十分説明できるようにやってもらって、あとは評価する方々の考え方ですと。十分説明できるようにやっていただくのが事務局です、ということです。現地に行って十分説明をしてもらうということです。

事務局

事例はなしですね。

委員

先ほど言った、3ヘクタールが大体概略的にどれくらいだというのは意味があると思いますね。

事務局

そこだけですね。分かりました。

宮平部会長

よろしいですか。

環境工学

チェックシートの下の方に、その他メモとあります。資料3の下の方に、その他メモの欄がありまして、最初Aかな、Bかな、と迷った時にAかBかちょっと迷ったというのを書いて、やっぱりBだなというのをお書きいただくメモ欄をご活用いただければと思います。

宮平部会長

はい、次にその他をお願いします。

事務局

時間が大分、押しておりますので、手短にいきたいと思います。先月の12月27日の住民委員会との意見交換会、それから12月4日のシンポジウム等からの情報、意見等がございます。お手元資料6の3頁に、少し主立った意見等が出てございます。その中に住民委員会との意見交換会の中から出たのが、地層のCTスキャンのための地質の専門家が必要かという部分ですね。

それから2点目に候補地の選定過程で、3箇所から1箇所にする理事会の内容も公開するようにしてほしいとの要望が出ております。3点目、これは崎山委員から出されておりますけれども、これまでの第一部会の議論等、そういったものをまとめて中間報告を出し

たらどうかというような要望・意見がございました。シンポジウムのほうからは主立ったものが3点でございます。4番目に子供たちへの環境教育を多くしてほしいということです。それから5番目に施設の爆発・トラブルの事例を公表してほしい。それから6番目にごみ処理施設の統合についても考えてほしいというような要望が出ております。

先ず第一部会の関連として1番の地層のCTスキャンについては、冒頭出ました平成17年度で地質調査を入れ込んでいきますので、そこでかなりの部分がクリアできるのではないかと考えております。したがって、敢えて用地の選定について地質の専門家を入れ込む必要はこの時点ではないだろうと考えております。

2点目に、候補地の選定過程で3箇所から1箇所にする理事会の内容の公開については、第一部会の権限の及ばないところの議論だということ、第一部会では判断しないと、公開するかどうかについては理事会の協議事項だからということ、明言してない部分でございます。これは第一部会では判断できない部分であるとは考えています。

3点目に、これまでの議論の中間報告をしてはどうかの部分ですが、今、事務局のほうも日程的にも押している状況ですので、なかなかまとめて協議する時間等々が取れないというのがございますので、もし必要であればこれまでの資料等を委員の方にお上げすること、敢えて全体的にとりまとめというのは日程的に無理ではないかと判断しております。

あと4、5、6については当然と言えば当然の部分でございますので、協議をしてまいりたいと考えております。以上、事務局の考え方でございます。よろしくお願いいたします。

宮平部会長

ただ今の事務局の案等々であります、平成17年度に調査するということですね。それから候補地の理事会公開の件ですが、この件に関しては我々第一部会が入る余地はないだろうと考えています。理事会のほうで公開するかについては検討してもらいたいということです。それから3番目については、現在の事務局を内情にあつては、日程的にも非常に厳しいものがあるので、中間報告に関しては資料等の要望があれば提出していきたいということです。これでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

古我知委員

確認ですけれども、2のほうは理事会にはこういった申し出があったことは伝えるわけですよ。

事務局

はい、伝えます。

宮平部会長

あと別にないですか。

委員

確認だけ。踏査の行程、日程ですけれども、一日、二日でということ、終わる時間がちょっと時間が違うんですけれども、センター着4時ぐらいで何かやるような、例えばの話ですよ、一日目の佐敷町を二日でもっていくとか何かそういうようなことはできないんですかね。それともこの二日目は1時半に終わってあとまた何かが入っているんですかね。それと弁当も出るんですかね。

事務局

この件についてはあくまでも予定ですので、その状況によって変更は可能であります。

委員

できましたら4時までには終わるような日程でお願いしたいんですが……。

事務局

皆さんがそれでよろしければ、4時に終わるような日程を組んでいきたいと思います。そして余った分は二日目にもっていきたいと考えております。弁当は出すようにします。

宮平部会長

事務局からはもうないですか。今日は長い間、議論して、お互いにまた頑張っていたきたいと思います。また現地踏査がありますので、難儀してもらって評価をしていただきたいと思います。それではお疲れさまでした。